

日向ひよっとこ夏祭りホームページ 広告掲載要領

(趣旨)

第1条

この要領は、日向ひよっとこ夏祭り広告掲載要綱に定めるもののほか、実行委員会が管理するホームページにおける広告の掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(種類及び規格)

第2条

広告の種類は、バナー広告とする。

広告の規格は、原則として次のとおりとする。

- (1) 大きさ1 枠当たり縦 120 ピクセル横 250 ピクセル
- (2) 形式 JPEG 又は PNG (PDF は不可)
- (3) 紹介文全角 20~30 文字程度、URL 掲載可能 (任意)

(掲載期間)

第3条

広告の掲載期間は、原則として4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

初年度については、掲載月が属する年度の3月31日までとする。

掲載期間満了までに広告主から解約の申し出がない場合は、同一条件で1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(広告掲載料)

第4条

広告掲載料は、1 枠あたり年間 5,000 円 (消費税及び地方消費税を含む) とする。

既に納付された広告掲載料は、還付しない。ただし、実行委員会の都合等により広告掲載ができなくなった場合は、月割りにより還付することがある。

(広告掲載の開始)

第5条

広告主は、広告掲載料の全額を実行委員会が定める方法で支払わなければならない。

広告掲載料の全額が納付されたことを確認した後、ホームページに広告を掲載するものとする。